

熊本市発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等における
契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和6年（2024年）9月
熊本市総務局契約監理部工事契約課

この度、熊本市発注の建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証の保証証書等について、本年10月1日以降に新たに契約を締結する案件から、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出が可能となりましたので、下記のとおり、お知らせします。

なお、引き続き、紙媒体での保証証書等による提出も可能です。

記

1 電子化の対象となる保証証書等

電子証書等の具体的な取扱いについては、保証事業会社又は各損害保険会社へ確認の上、手続きを行ってください。

契約の保証	①契約保証証書（引受先：保証事業会社※） ※②公共工事履行保証証券、履行保証保険証券（引受先：損害保険会社）
前払金保証	③前払金保証証書（引受先：保証事業会社※）

※保証事業会社・・・西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社

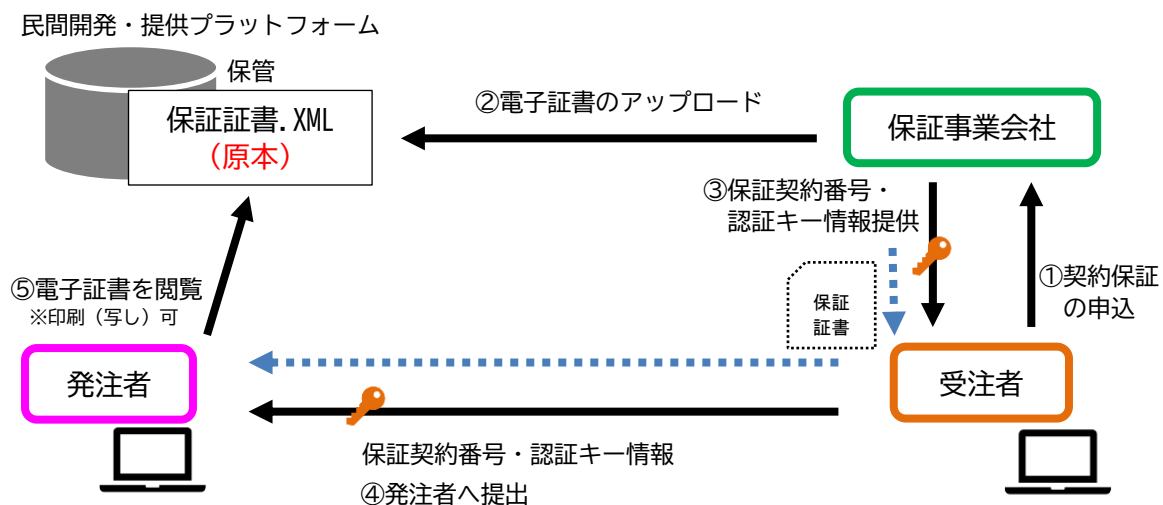
※②の損害保険会社の証券は、電子契約対象案件の場合のみ、電子証券を提出できます。

2 電子証書等の提出方法（概要）

（1）保証事業会社が発行する電子証書の場合（①契約保証証書又は③前払金保証証書）

保証事業会社より発行された電子保証に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報（電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ）を発注者へ提出してください。

- ①契約保証証書 → 契約締結時に工事契約課へ提出
③前払金保証証書 → 担当課（室）の監督員（調査職員）へ提出

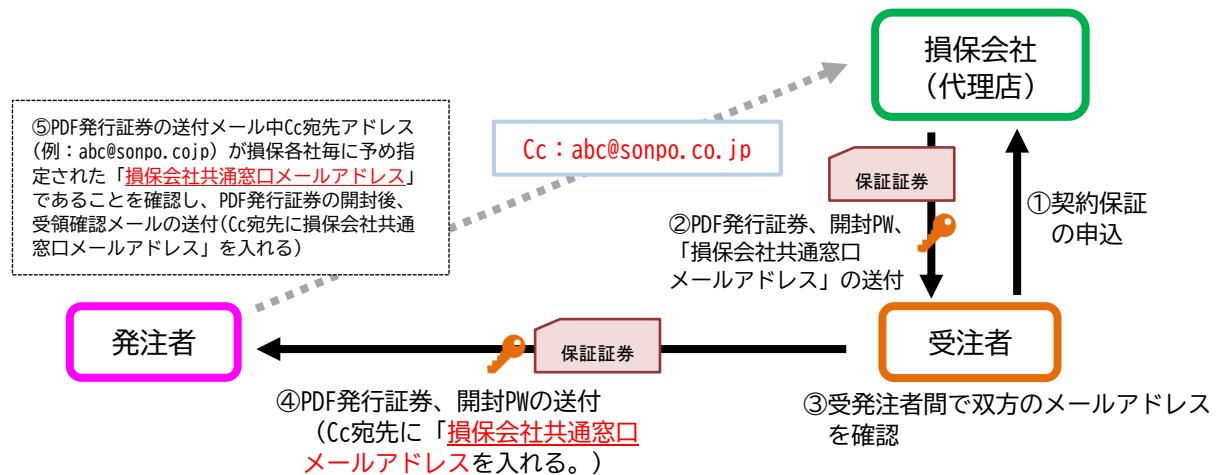


(2) 損害保険会社が発行する電子証券の場合（②公共工事履行保証証券、履行保証保険証券）

※電子契約対象案件の場合のみ、電子証券を提出できます。

受注者は損保会社より発行された「電子保証証券（PDFファイル）」と「開封パスワード」を、電子メール（損保会社の共通窓口メールアドレスCc宛先に設定）にて発注者に提出し、発注者は開封確認後、受領確認メールを発信します。

注）損害保険会社ごとで取扱いが定められるため、上記例示とは異なるフローとなる場合があります。詳しくは、損害保険会社へお問合せください。



3 適用開始日について

令和6年10月1日以降に新たに契約を締結する案件から、電子証書等の提出が可能です。

【お問合せ先】

熊本市総務局契約監理部工事契約課

電話（直通） 096-328-2442

※電子証書等の発行手続きについては、保証事業会社又は各損害保険会社にお問合せください。